

# 振込依頼書

(取扱店保管)

電信扱

# 振込金受取証

(ご依頼人控)

ご依頼日		年 月 日																				
受取人	振込先	もみじ銀行 福山東支店										金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円	
	預金種目	普通預金	口座番号	0584375																		
	口座名	がくひろしまかがくインソリツ40シユネヅギョウ 学校法人広島加計学園 創立40周年事業											手数料 (電信扱)									
ご依頼人	フリガナ											内 訳	現金									
	おなまえ												振替									
	おところ												<p style="text-align: center;">(手数料ご依頼人負担)</p> <div style="text-align: center; border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;">                     収納印または振替印                 </div>									
												TEL (      -      -      )										

取扱銀行切り離し

ご依頼日		年 月 日																			
受取人	振込先	もみじ銀行 福山東支店										金額	億	千万	百万	十万	万	千	百	拾	円
	預金種目	普通預金	口座番号	0584375																	
	口座名	学校法人広島加計学園 創立40周年事業											手数料								
ご依頼人											上記の金額正に受け取りました。										

取扱店

銀行

店

収入印紙

(上の振込用紙を切り取ってご使用ください。振込手数料のご負担をお願いいたします。)

## 個人様からの寄付の場合

### 所得控除

寄付金額が年間2,000円を超える場合には、その超えた金額が、当該年度の所得金額から控除されます。ご寄付いただきました際には、本学園が発行する「寄附金領収証」及び「特定公益増進法人の証明書写」をお送りします。確定申告の際、所轄税務署へご提出ください。

控除される金額： 寄付金額\* - 2,000円 = 控除額

\* 年間所得金額の40%が限度となります。

\* 所得税率は年間の所得金額によって異なります。所得税率は、国税庁のホームページにてご確認ください。

## 法人様からの寄付の場合

### 特定公益増進法人に対する寄付金税額控除

普通法人、協同組合等及び人格のない社団等の場合、次に掲げる金額の合計額(①+②)の1/2に相当する金額が損金算入限度額となります。

- ① その事業年度終了の時における資本金の額の1/12にその事業年度の経過月数を乗じて計算した金額の3.75/1000に相当する金額
- ② その事業年度の所得の金額の6.25/100に相当する金額

なお、特定公益増進法人に対する寄付金のうち特別損金算入限度額を超える部分の金額は、一般の寄付金に係る損金算入限度額の範囲内で損金の額に算入されます。